○えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例施行規則

令和３年９月16日規則第10号

えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例（令和３年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる定めるところによる。

(1)　認定事業者　事業者のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第２条第５項に規定する認定事業者

(2)　認定事業者以外の事業者　事業者のうち前号に規定する認定事業者以外の事業者

（小型風力発電設備の基準）

第３条　条例第２条第３号の小型風力発電設備は、次のいずれにも該当するものをいう。

(1)　出力が20ｋｗ未満のもの

(2)　羽根の受風面積が200㎡以下のもの

（設置場所の道路からの距離等）

第４条　条例第５条第２項の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　大型風力発電設備及び小型風力発電設備においては、全高の等倍以上離れた場所に設置するとともに、発電設備と十分な距離を確保したうえで構内に容易に立ち入ることができない高さの柵塀等を設置しなければならない。

(2)　前号に規定するもの以外の発電設備においては、30m以上離れた場所に設置しなければならない。

(3)　前二号の規定にかかわらず、事業者から協議があったときは、町長は、道路の種別、交通量、周辺の状況等を勘案し、別に定めるところにより距離を短縮することができる。

２　事業者は、前項第３号の協議をするときは、条例第12条による説明の前に、設置場所の道路からの距離に関する協議書（別記第１号様式）により行わなければならない。

３　町長は、前項の協議があったときは、設置場所の道路からの距離に関する回答書（別記第２号様式）により回答するものとする。

（設置場所の防災行政無線からの距離）

第５条　条例第５条第４項の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　大型風力発電設備及び小型風力発電設備においては、防災行政無線設備のうち中継局（親局又は中継局から他の屋外子局へ電波を中継し送信する再送信子局を含む。）から300m以上離れた場所及び防災行政無線設備のうち屋外子局から250m以上離れた場所に設置しなければならない。

(2)　前号に規定するもの以外の発電設備においては、防災行政無線設備から30m以上離れた場所に設置しなければならない。

（近隣住民等への説明）

第６条　条例第12条よる説明を行うときは、あらかじめ、説明方法及び説明を行う近隣住民等

の範囲について、発電設備を設置する場所の所在する自治会及び連合自治会並びに町長と協議の上、決定するものとする。

２　前項の説明の手続きについて、事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「法施行規則」という。）第４条の２の３第２項第２号から同項第７号までの規定に準じて行わなければならない。この場合において、法施行規則第４条の２の３第２項第２号から第７号までの規定中「当該認定の申請に係る」とあるのは「当該」と読み替え、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法施行規則第４条の２の３第２項第２号	経済産業大臣	町長
法施行規則第４条の２の３第２項第３号	申請者	事業者
法施行規則第４条の２の３第２項第３号	認定事業者	事業者
法施行規則第４条の２の３第２項第３号	説明会又は 実施した事前周知措置	説明会
法施行規則第４条の２の３第２項第３号	当該説明会又は事前周知措置	当該説明会
法施行規則第４条の２の３第２項第３号	説明又は周知	説明
法施行規則第４条の２の３第２項第３号ホ	申請者	事業者
法施行規則第４条の２の３第２項第３号チ	認定事業者	事業者
法施行規則第４条の２の３第２項第３号チ	認定計画	当該計画
法施行規則第４条の２の３第２項第４号	当該申請者	事業者
法施行規則第４条の２の３第２項第７号	認定事業者	事業者

３　第１項の説明の手続きについて、認定事業者が行う場合は、法施行規則第４条の２の３第２項第２号から同項第７号までの規定中「当該認定の申請の日」とあるのは、「法第９条第

１項の規定に基づく認定の申請の日」に読み替えるものとする。

４　第１項の説明の手続きについて、認定事業者以外の事業者が行う場合は、法施行規則第４条の２の３第２項第２号から同項第７号までの規定中「当該認定の申請の日」とあるのは、「当該発電事業の工事に着手する日」と、同規則第８条の２第１号から同条第３号中「認定」とあるのは、「当該」と読み替え、同条第４号から同条第７号までの規定は適用しない。

５　認定事業者以外の事業者又は法施行規則第４条の２の３第１項第２号の適用を受ける事業者は、住民等が著しく少数である等の相当の理由があると町長が認めた場合は、読替え後の法施行規則第４条の２の３第２項に規定する説明会を、個別による説明に代えることができる。

６　第１項に定める町長との協議は、近隣住民等への説明に関する協議書（別記第３号様式）により行うものとする。

７　町長は、事業者から前項の協議があったときは、近隣住民等への説明に関する回答書（別記第４号様式）により回答するものとする。

８　第１項の説明を行うにあたって、事業者は、事業計画の内容について近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

９　条例第12条２項による報告は、近隣住民等への説明実施報告書（別記第５号様式）により行うものとする。

（事業計画の協議）

第７条　条例第13条よる協議は、再生可能エネルギー発電事業計画書（別記第６号様式）に別表１に掲げる資料を添えて町長に提出するものとする。

２　前項による協議が終了したときは、町長は、事業者に対して協議結果通知書（別記第７号様式）により、協議が終了した旨を通知するものとする。

（届出）

第８条　条例第14条第１項による届出は、再生可能エネルギー発電設備等の工事着工届出書（別記第８号様式）により行うものとする。

２　条例第14条第２項による届出は、再生可能エネルギー発電設備等の設置完了届出書（別記第９号様式）により行うものとする。

３　条例第14条第３項による届出は、再生可能エネルギー発電事業計画の中止届出書（別記第10号様式）により行うものとする。

４　条例第14条第４項による届出は、再生可能エネルギー発電事業計画及び事業者変更届出書（別記第11号様式）により行うものとする（ただし、発電設備の増設又は出力を増加させる変更若しくは更新等の新たな発電事業と認められるものは除く。）。

５　条例第14条第５項による届出は、再生可能エネルギー発電事業計画の廃止及び終了届出書（別記第12号様式）により行うものとする。

６　条例第14条第６項による届出は、破損及び事故報告書（様式任意）により行うものとする。

（立入検査等）

第９条　町長は、条例第20条第１項の規定により立入検査又は質問（以下「立入検査等」という。）をするときは、立入検査等の日の５日前までに、事業者に対して立入検査等実施通知書（別記第13号様式）によりその旨を通知するものとする。

２　前項の通知は、事業者を確認できないとき又は事業者の所在が判明しないときは、することを要しない。この場合において、町長は、当該通知の内容を立入検査等の日の14日前までに告示するものとする。

３　条例第20条第２項の身分を示す証明書は、立入検査員証（別記第14号様式）によるものとする。

（指導、助言及び勧告）

第10条　条例第21条の規定による助言は、原則として口頭により行い、同条の規定による指導は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する指導書（別記第15号様式）により行い、同条第２項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する勧告書（別記第16号様式）により行うものとする。

２　前項の規定による指導、勧告及び次条に規定する命令により、改善措置が認められた場合は、町長は、事業者に対して改善措置確認通知書（別記第17号様式）により、改善を確認した旨を通知するものとする。

（命令）

第11条　条例第22条の規定による命令は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令書（別記第18号様式）により行うものとする。

（公表）

第12条　町長は、条例第23条第１項の規定による公表の予定期間（以下「公表予定期間」という。）の初日の14日前までに、事業者に対し再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令違反事実公表予告書（別記第19号様式）により、公表を行う旨を予告するものとする。

２　条例第23条第１項に規定する者が、同条第２項の意見を述べるに当たっては、公表予定期間の初日の３日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令違反事実公表前意見書（別記第20号様式）により行うものとする。

３　町長は、条例第23条第１項の規定による公表を行うときは、同項に規定する者に対し、事前に再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する命令違反事実公表通知書（別記第21号様式）により、公表を行う旨を通知するものとする。

４　条例第23条第１項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1)　えりも町公告式条例（昭和43年条例第30号）第２条第２項に規定する掲示場への掲示

(2)　えりも町の広報紙への掲載

(3)　えりも町のインターネットホームページへの掲載

(4)　その他町長が必要と認める方法

５　町長は、事業者が次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、条例第23条第１項の規定による公表を猶予することができる。

(1)　条例第22条第１項の規定による命令の期限までに発電設備の不適切な状態の改善に至らなかったが、当該発電設備の運転を停止し、当該改善を行う旨を書面にて誓約したとき。

(2)　事業者が発電設備の運転を中止し、法第11条の規定による事業の廃止届を行ったとき、又は発電設備から得られた電力を自ら消費する事業を行っていた事業者が当該事業の中止する旨を書面で誓約したとき。

(3)　事業者が法第15条の規定による認定の取消しを受け、かつ、発電設備の運転を中止したとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか、特別の事由があると町長が認めるとき。

（委任）

第13条　この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年12月13日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表１（第７条関係）

番号	資料等
1	位置図、周辺確認図等
2	地籍図（地番、所有者を記入）
3	土地利用計画図（縮尺が１／1000以上）
4	設備設計図（平面図）
5	給排水計画図（平面図）
6	現況写真
7	発電事業者、保守点検事業者、緊急時の連絡先等が記載された事業の実施体制が分かる資料
8	会社概要
9	本人であることを確認するための書類 ・法人の場合は、法人の登記書類又は印鑑証明書等の写し ・個人の場合は、印鑑証明書、マイナンバーカード、運転免許証等の本人であることを証明できる書類の写し
10	条例第５条第１項第１号及び第２号の規定により同意を得るべき近隣住民等の同意書の写し
11	認定事業者にあっては、経済産業大臣から交付された当該認定書の写し
12	再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況確認一覧（別記第６号様式（別紙））